

刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

○刑法等の一部を改正する法律案(抄)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(刑法の一部改正)</p> <p>第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百三十一条中「拘留又は科料」を「三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改める。</p> <p>第二条 刑法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p>	<p>(刑法の一部改正)</p> <p>第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百三十一条中「拘留又は科料」を「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改める。</p> <p>第二条 刑法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第二百三十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>(略)</p>